

仕 様 書

1 業務内容

本業務は、県の施設において不測の事態により蘇生術が必要になった状態（心室細動状態）に陥った場合に、一次救命処置を行うための補助機器として、自動体外式除細動器（以下、「装置」という。）を賃貸借契約により設置するものである。

2 装置設置場所及び設置台数

施設名	住所	電話番号	設置台数
中央福祉こどもセンター	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551	1
南部福祉こどもセンター	都城市年見町14-1-1	0986-23-4520	1
北部福祉こどもセンター	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700	1
都城保健所	都城市上川東3-14-3	0986-23-4504	1
小林保健所	小林市堤3020-13	0984-23-3118	1
高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	0983-22-1330	1
日向保健所	日向市北町2-16	0982-52-5104	1

3 賃貸借期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで（60月）

4 納入期限

令和4年2月28日（月）

5 納入方法

持込み（各施設管理者と事前に日程調整のうえ、持ち込むこと）

6 装置の規格等

- (1) 救急蘇生法ガイドライン2015に対応していること。
なお、契約期間中にガイドラインが変更になったときは、別途協議するものとする。
- (2) 医療機器として薬事法の承認を得ていること。
- (3) 装置本体の保証期間は、5年以上であること。
- (4) 日本語の音声ガイダンス機能を有していること。
- (5) 毎日自動で行うセルフテスト機能を有し、常に装置が正常に作動する状態を保てること。
なお、セルフテスト機能とは、バッテリーの残量、本体の不具合等を診断し、異常があればアラーム等で知らせる機能をいう。
- (6) 目視で日常点検できる表示機能を有し、点検結果を確認するインジゲーターが一つあること。

- (7) 既設の装置収納ボックス（フィリップス社製AEDBOX-2）に収納可能であること。

7 装置内訳

(1) 装置本体について

装置の規格等の機能を有し、付属品として専用キャリングケース1個をつけること。

- (2) 電極パッドは、成人用パッド1組、小児用パッド1組又は兼用パッド2組とする。
- (3) 電極パッド及びバッテリーの交換は、各メーカーが定める耐用期間到達時及び一次救命処置のために使用したことにより、その後の装置本体の稼働に支障がある場合に行うこと。
- (4) 契約期間中における設置場所への設置、付属品の交換及び調整に係る一切の経費は賃貸借料に含まれるものとする。ただし、訓練時使用した電極パッドの交換は除く。
- (5) 賃借人の責めによらない機器全般の不具合によるメンテナンスについては、賃貸借期間内（メーカー保証期間内）において、賃借者（見積業者と賃借者が異なる場合は、見積業者）の負担とする。

8 納品について

各施設へ納品した際は、納品書に庁舎管理者の検査員を受領後、福祉保健課へ提出すること。

9 その他の特記事項

- (1) 自主回収、リコール対象となった場合は、同等品以上の代替品を準備するなど迅速な対応を図ること。
- (2) 使用した電極パッドの交換にあたっては、速やかに納品すること。

10 問い合わせ先

宮崎県福祉保健部福祉保健課総務担当（担当：坂井）

電話番号：0985-26-7074

ファクシミリ番号：0985-26-7326

E-mailアドレス：sakai-misuzu@pref.miyazaki.lg.jp